

번호
73

4
173

建築工事管理建築物使用に對し公告付

都市計劃課

條の依據、別紙書入の依據、法院當向の
 告發事件、裁決を、仰請するに於て

記

- 一 所要金額
- 一 費 日
- 一 公告新聞名

今公告出所... 日... 他... 別... 二... 四...
 人... 日... 日... 日...
 子... 女... 係... 子... 女...
 何... 階... 系... 報... 報...
 平和新聞

世宗

付官符... 三

建寧... 以... 建... 封...

... 始... 不... 日... 封...

能... 十... 四... 檢...

些... 建... 任... 用...

萬一... 許... 可... 保... 任... 檢...

아... 하... 는... 市... 經... 理... 第... 三... 十... 三... 條... 第... 三... 十... 五... 條... 第... 三... 十... 六... 條... 에

規定に
照準し
て
行
ふ

依
り
て
指
導
す
べ
し

一
八
二
五
年

昭和二十一年一月廿四日

付
録
持
行
布
長

在
任
所

案二

付建案某

号

年 月 日

都立訂里課長

公報課長

受

件 名

首題の件は関係はなし
 六三五 動亂の因は焼失及び破
 壊^{外基}の再建築事業に
 著々 進行中であり
 建築工事の

は 建築主、又は 工事職員の中には 関係法規を 違反

は 不適合な 材料を 使用したり 工事を 疎忽

이 處工 始 無 斷 使用 하는 事 例 가 有 하 므 로
因 하 여 建築 物 이 壽命 은 勿 論 保 安 衛 生 防 火

其他 建築 行政 上 莫 不 然 支 障 을 招 來 하여 今 般
在 此 如 히 公 告 하 였 말 기 必 리 公 報 하여 主 시 는

同時 市 發 行 뉴 스 지 을 에 도 記 載 하여 市 民
에 게 周 知 를 하 여 主 시 는 務 望 하나 이 다

(別 紙 에 公 告 文 을 添 送 請 求)

事入)

告及發(報告)書

達又高(本居)

本居住所
現住所

姓名職意

職意

年令

姓名
年令

達法概西

参考事項

一
十
三
三
一

田 田 田 田

右 告 又元、報告一 站

檀記 四三九 年

月

日

告 告 告 告
人 人 人 人

貴 一 卜

人 人 人 人 人 人 人 人

第三十五條

建築主、建築工事該員人、建築工事管理者 또는 建

築物ヲ 所有者 或之 占有者、本章ノ 規定 或之 本章ノ

規定ニ 依テハ 登載ス 命令 또는 이에 根據를 加지고 하는

處分에 違反한 때에는 三個月以下ノ 懲役 二千圓以下의

罰金 拘留 또는 科料에 處한다.

第三十六條

法人ノ 代表者 또는 法人 또는 人ノ 代理人、其他ノ

從業者가 그 法人 또는 人ノ 業務에 関한 前條ノ

違反行爲를 行하였을 때에는 行爲者를 罰할는外 그

法人 또는 人에 對하여 同條ノ 罰金刑 또는 科料刑을 科할

第三十三條

市街地計画區域內에 있는 建築物로써 左의 各號의 一에

該當할 때는 行政官은 그 建築物ヲ 除却 改築 修

繼 使用禁止 使用停止 其他 必要に 措置を 命ずるに
限

一、保安上危険하다고 認定する時

二、衛生上有害하다고 認定する時

三、本章の規定に於て 本章の規定に 依りて 発する 命に
對し

違反する 建築物を 建築する時